

令和6年5月14日  
北九州市教育委員会

報道機関 各位

## 市立小学校講師の臨時免許状期限切れの対応について

### 1 対象校

北九州市立小学校（門司区）

### 2 対象者

60歳代 女性講師

保有免許状：中学校二級普通免許状 音楽科

### 3 概要

上記講師が、令和6年4月から担任をする学級において、小学校臨時免許状の有効期限が切れたまま、保有免許外の教科を担当したことが判明したものの。

### 4 経緯

学校長が当該講師と新年度面談を行った後、小学校臨時免許状の取得状況確認のため、市教育委員会（以下、市教委という。）へ5月8日（水）に連絡を行った。

市教委が調査をしたところ、期限が切れていたことが判明し、本件発覚となった。

### 5 影響

この期間（4月1日～5月8日）の授業については、文部科学省の見解を踏まえ、学校と市教委で確認をし、適切に実施されたと判断したため有効としている。

なお、当該講師が免許外で実施した授業時数は13時間であった。

現在、当該講師については、小学校免許状取得済みである。

※ 中学校免許のみ保有する者が、小学校において授業を担当する場合は、本人の専門教科及び道徳、特別活動等を行うことができる。しかし、その他の授業（保有免許外）を行う場合には、小学校臨時免許状（有効期限：3年）を取得する必要がある。

### 6 今後の対応

① 5月15日（水）に当小学校で保護者会を開き、説明と謝罪を行う。

② 人為的ミスを防ぐためのシステムの再構築を検討する。

#### 【問い合わせ先】

教育委員会教職員課

担当：岡本（課長） TEL 093-582-2372